

# 教員免許更新制の実施について（平成21年3月31日までに普通免許状又は特別免許状を授与された現職教員等の方々へ）

～教員免許更新制の実施に伴う免許状更新講習の受講、諸手続の流れ～

青森県教育庁教職員課

(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く。)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年度実施の「予備講習」受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能)	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

### 《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。

例1:昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2:昭和60年1月8日生まれの養護教諭の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。

例1:平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2:昭和48年1月8日生まれの教諭で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

## ○教員免許更新制の実施について

教育の成否は教員の資質能力が鍵といわれるように、国民の教員に対する期待は高いものがあります。

教員免許更新制は、すべての教員が、社会状況や学校教育が抱える課題、子どもの変化等に対応して、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものとして、平成21年4月から導入されることとなりました。

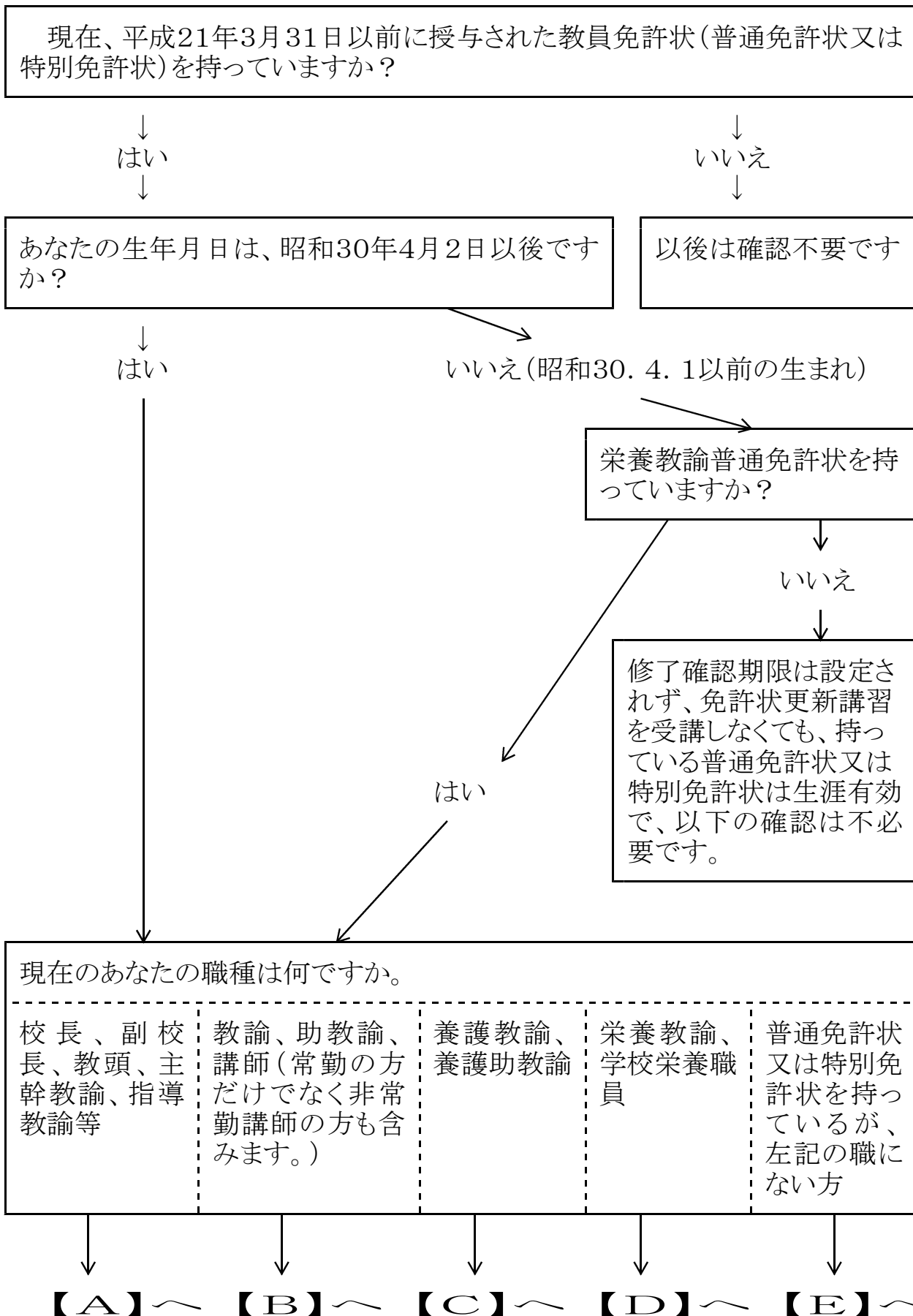
※教員免許更新制は不適格教員を排除することを目的としたものではありません。

制度の導入により、平成21年3月31日までに教員免許状(普通免許状又は特別免許状)を取得して、平成21年4月以降、国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校において校長(園長を含む。以下同じ。)、副校長(副園長を含む。以下同じ。)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師(常勤及び非常勤)の職により勤務する方々は、10年ごとに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、一定の手続等を行うことが必要となります。

本資料は、平成21年3月31日までに教員免許状(普通免許状又は特別免許状)を取得した方々を対象として、免許状更新講習の課程の修了や免許管理者への手続等についてをフローチャート形式により記載したものです。それぞれの職や状況に応じてご確認ください。

## 【簡略版】

おおまかな流れについては、以下に沿ってご確認ください。



## 【A】

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭等のいずれかの職にある方は、免許管理者に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。



各自が免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行います。



免許状更新講習の受講免除の認定申請を受けた免許管理者が受講免除の認定を行った場合は、申請者に免許状更新講習免除証明書が発行されます。これにより、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けたものとみなされることとなります(持っているすべての普通免許状又は特別免許状が修了確認期限後も有効です。)



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

## 【B】

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することができる期間です。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。



大学等に受講を申し込み、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会)に対して更新講習修了確認の申請をします。



免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修了確認証明書が発行されます。これにより、最初の修了確認期限後も、引き続き、教諭の普通免許状をはじめとして持っているすべての普通免許状又は特別免許状(養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状も含む。)が修了確認期限後も有効であり、教諭等としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

※一定の事由に該当するために修了確認期限延期を希望する方は、各自が最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に免許管理者に申請してください。

## 【C】

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することができる期間です。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。



大学等に受講を申し込み、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会)に対して更新講習修了確認の申請をします。



免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修了確認証明書が発行されます。これにより、最初の修了確認期限後も、引き続き、教諭の普通免許状をはじめとして持っている養護教諭普通免許状(教諭の普通免許状又は特別免許状、栄養教諭普通免許状も含む。)が修了確認期限後も有効であり、養護教諭等としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

※一定の事由に該当するために修了確認期限延期を希望する方は、各自が最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に免許管理者に申請してください。



## 【D】

表2(P. 2)を見て、栄養教諭普通免許状を授与された日から最初の修了確認期限を確認ください。



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することができる期間です。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。



大学等に受講を申し込み、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会)に対して更新講習修了確認の申請をします。



免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修了確認証明書が発行されます。これにより、最初の修了確認期限後も、引き続き、教諭の普通免許状をはじめとして持っている栄養教諭普通免許状(教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状も含む。)が修了確認期限後も有効であり、栄養教諭としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

※栄養教諭で一定の事由に該当するために修了確認期限延期を希望する方は、各自が最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に免許管理者に申請してください。

※なお、学校栄養職員の方は、各自の修了確認期限までに上記の手続を行わなくても持っている免許状は失効しませんが、修了確認期限を過ぎて栄養教諭等になる場合には【E】(P. 9)と同様の手続が必要となります。

## [E]

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



修了確認期限までに講習を修了することの義務は課されていませんので、講習を修了せずに修了確認期限を過ぎても、持っている免許状は失効しません。ただし、各自の判断で修了確認期限までに講習を受講することは可能であるため、講習を修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、修了確認期限から10年間の内に教諭等になるときに、あらためて講習を受講することは必要ありません。手続は【B】(P. 6)を参考にしてください。

一方、修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭等になるときには、下記の通り、教諭等になる時まで講習を修了し、免許管理者から講習の課程を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることについての確認を受けることが必要となります。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。



大学等に受講を申し込み、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会)に対して「確認」の申請をします。



免許管理者から「確認」を受けた場合は、確認証明書が発行されます。これにより、持っている教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状のいずれかにより教諭等になることができます。



次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。